

捕獲鳥獣の食肉利用

- 地域資源として有効活用する観点から、農林水産省において、①地域における捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援するほか、②捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成や研修を実施。
- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されており、食肉としての有効利用は一部地域にとどまる状況。食肉の普及に向けて、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題。

(※) 家畜と異なり、と畜場法に基づく処理の義務づけはない

食品衛生法

有害捕獲

※鳥獣保護法第18条の規定により、捕獲鳥獣を捕獲場所に放置することを禁止

食肉利用

食肉処理加工(※)

- 食肉処理施設
 - ・ 都道府県等の条例で定められた施設基準に適合すること
- 食肉処理
 - ・ 条例で定められた管理運営基準や調理・保存基準に適合すること

食肉販売

- 食肉等販売業
 - ・ 都道府県等により条例によって定められた施設基準に適合すること

食肉利活用における課題

- 安全性の確保 (衛生管理、品質確保等)
- 肉の安定供給 (捕獲体制の整備、処理施設の整備)
- 販路確保 (価格、調理法の開発等)

埋設

焼却

国による支援

特別交付税措置

- 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の取組に対して、市町村が処分に要した経費の8割を手当

食肉処理加工

- 食肉処理加工施設の整備
- 焼却施設の整備
- 食肉利活用衛生管理マニュアルの作成
- 食肉利用のための研修の実施 (鳥獣被害防止総合対策交付金)

食肉販売

- 商品開発、販路開拓
- 実需者とのマッチング (6次産業化支援事業)



いのししカレー



シカ肉ハヤシライス

27 鳥獣被害防止総合対策交付金

【9,500(9,500)百万円】
(25年度補正予算 3,000百万円)

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっており、地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・特に、24年3月に鳥獣被害防止特措法が改正されたことを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策を推進する必要があります。
- ・また、鳥獣被害防止対策を効果的に進めるため、環境省等と連携して、鳥獣捕獲の担い手の確保や捕獲活動を一層強化する必要があります。

政策目標

- 早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 野生鳥獣の捕獲数の増加
- 事業実施地区における鳥獣被害の低減等の事業総効果 255億円*

※ 侵入防止柵の耐用年数期間中における被害低減等の総額

<主な内容>

地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
 - ・捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
 - ・被害軽減に確実に結びつく新技術の実証
 - ・農業者団体等による鳥獣被害防止のための取組
 - ・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組
 - ・都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組
 - ・地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策
- 等へ支援します。

特に、被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊に対しては、実施隊が中心となっておこなわれる活動について補助率のかさ上げ等重点的支援を行います。

<各省との連携>

- 環境省 ・鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護管理に係る人材育成、シカ・イノシシ等の保護管理を強化するための実態調査等、捕獲の推進を支援

（補助率：1/2以内等）
（事業実施主体：全国協議会、地域協議会、民間団体等）

（お問い合わせ先：
生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958））

鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500(9,500)百万円】

ハード対策

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設(高度衛生水準の施設を含む)
- 焼却施設
- 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

【事業内容】

○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・発信器を活用した生息調査
- ・捕獲機材の導入
- ・鳥獣の捕獲・追い払い
- ・放任果樹の除去
- ・緩衝帯の整備
- ・捕獲に関する専門家の育成支援
- ・ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等

捕獲機材の導入

緩衝帯の整備

実施隊への研修



スマートセンサーによる捕獲技術



大量捕獲技術(シャープシューティング)

ICT等を用いた新技術の実証

○鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 等

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を対象とする(ハード対策も同)

【補助率】

1/2以内等

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村(1団体)当たり原則2百万円以内)

※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)



28 6次産業化等による農林水産物・食品の 高付加価値化等の推進

【3, 116 (3, 615) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するとともに、医福食農連携など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置づけられているところです。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医福食農連携など農林漁業者と多業種の事業者とのネットワーク形成、これらの者のサポート体制の構築等を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (財投資金) 15, 000百万円
(株)農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。(出資契約等に必要政府保証枠として財投資金とは別に350億円を措置)
(事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策 2, 680 (3, 615) 百万円

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者と食品事業者・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、農林漁業者等による新商品開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による施設整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは定額、2/3以内、1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 〕

[平成26年度予算の概要]

(2) 6次産業化の支援体制等の構築 [新規]

6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点からサポートするため、6次産業化中央サポートセンターを設置するとともに、情報交換会やセミナー等の開催、事例情報の収集・提供等を行います。

また、多様な分野に精通し、新たな6次産業化ビジネスを自ら創出する人材の育成を行います。

〔 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

3. 医福食農連携の推進 [新規] 435 (一) 百万円

(1) 医福食農連携コンソーシアム整備等支援 [新規] 405 (一) 百万円

医学・農学等の関係者や食品産業事業者等による医福食農連携に関するコンソーシアムが、食と健康の因果関係を科学的に調査・分析するための取組等を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 介護食品普及支援 [新規] 30 (一) 百万円

介護食品を広く国民に普及させるためのシンポジウムの開催や、地域の関係者が連携した介護食品の提供システムの構築等に向けた取組を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

(関連対策)

4. 学校給食における地産地消の推進 [新規]

日本の食魅力再発見・利用促進事業 [新規] 1,518 (一) 百万円の内数

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：市町村、民間団体等 〕

<各省との連携>

○文部科学省

・文部科学省のスーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及

お問い合わせ先：

1、2、4の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
3の(1)の事業 食料産業局食品小売サービス課 食産課
(03-3502-8267)
3の(2)の事業 食料産業局食品製造卸売課
(03-6744-2249)